**別記様式第10**（その2）（第18条関係）

（特例職員用）

| 支給番号 | | 所属会計名 | |
|---|---|---|---|

# 失業者退職手当特例受給資格証

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 特例受給資格者 | 氏名 | | 男・女 | 年齢 | 満 | 歳 |
| | 住所又は居所 | | | | | |
| 退職事由 | | | | | | |
| 求職年月日 | 平成 年 月 日 | 受給期限日 | 平成 年 月 日 | | | |
| 待期満了年月日 | 平成 年 月 日 | 基本手当(日額) | 円 | | | |
| 失業の認定日 | | 平成 年 月 日 | | | | |
| 管轄公共職業安定所 | 所在地 | | | | | |
| | 名称 | 印 | | | | |
| 所轄官署等 | 所在地 | | | | | |
| | 名称 | 印 | | | | |
| 交付年月日 | 平成 年 月 日 | | | | | |

| 月・日 | 特例一時金支給日数 | 支給金額 | 摘要 | 取扱者印 |
|---|---|---|---|---|
| ・ | | | | |
| ・ | | | | |
| ・ | | | | |
| ・ | | | | |

（日本工業規格B列7）

注　意　事　項

1　この証は、特例一時金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから表面に書かれている受給期限日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。

2　特例一時金に相当する退職手当を受けようとするときは、あらかじめこの証を関係書類に添えて管轄公共職業安定所に提出し、失業の認定を受けた後、所轄官署等に提出すること。

3　偽りその他不正の行為によつて特例一時金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。

4　氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、失業の認定日に届書を提出すること。

（第２面）